## 魚津市告示第73号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年魚津市条例第3号)に規定する統計調査員のうち、2019年工業統計調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

平成31年4月22日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 2019年工業統計調査
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期 平成31年4月22日から平成31年6月21日まで
- 4 報酬の額 次の各号に掲げる額を合計した額
  - (1) 均等割 7,140円
  - (2) 件数割のうち、調査員が実際に調査を行った事業所に係るもの
    - 1事業所当たり 1,688円
  - (3) 件数割のうち、第2号に掲げるもの以外
    - 1事業所当たり 424円
- 5 費用弁償の額 1,110円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 平成31年7月19日